

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

端末設備等規則等の一部改正

下記のとおり電気通信事業法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
端末設備等規則等の一部改正並びに関係告示の新設及び改正
- 2 対象品名
インターネットプロトコル移動電話端末及び専用通信回線設備等端末
- 3 趣旨及び目的
自然災害や通信障害等の非常時において、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用して事業者間ローミングを実現できるようにするため。
- 4 施行予定日
令和7年10月1日
- 5 意見提出先
総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5862
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間